

測定値判定基準表

個々のデータが正常であるか否かの判定は次のとおりとするが、測定機ごとに前後のデータとの関連を考慮して判定する。

1 次のいずれか1以上に該当するときは、そのデータを欠測とする。	記号	
(1) 作業標準表に定める保守作業を実施するとき。	調	
(2) 測定機が異常なため点検するか、簡易な修理を行うか、または故障の原因を究明するとき。	調	
(3) 0点がフルスケールの+2, -1%の範囲内になく、かつデータ修正ができないとき。	欠	
(4) 0点がフルスケールの+2, -1%の範囲内にはないが、データ修正ができるとき。	修	
(5) スパン校正值がフルスケールの±5%の範囲内になく、かつデータ修正ができないとき。	欠	
(6) スパン校正值がフルスケールの±5%の範囲内にはないが、データ修正ができるとき。	修	
(7) 採取ガス量または液量が所定量の±10%の範囲内になく、かつデータ修正ができないとき。	欠	
(8) 採取ガス量または液量が所定量の±10%の範囲内にはないが、データ修正ができるとき。	修	
(9) テレメータへの出力が±10%の範囲内にはないとき。	欠	
(10) チャートもつれ、インク切れ等により、記録紙上に測定データがないとき。	注	
(11) 停電復帰後、73時間目のデータから時間ずれ等の正常稼働でないと甲が判定したとき。	電	
(12) 2項目以上測定する測定機で、1項目以上が欠測のとき全て欠測とする。ただし、NO、NO ₂ は除く。	欠	
	NOのみ正常	①
	NO ₂ のみ正常	②

注1 (4), (6), (8)のときは、修正データを読取月報に記入するものとする。

注2 (10)のときは、未修正月報により判定しテレメータ出力に異常がないと甲が判定したときはデータをとる。

注3 (11)のときは、甲が判定してデータのとれる測定機については読取月報に記入するものとする。

2 次のいずれか1以上に該当するときは、そのデータを欠測とするが乙の責めに帰さない(免責)ものとする。ただし、1の有責事項と重複するときは、甲の判定により1を優先するものとする。	記号
(1) 測定機の自動校正による調整のとき。	自
(2) 停電による測定不能またはその影響により生じた測定機の故障のとき。	停
(3) テレメータシステムの故障により生じた測定機の故障のとき。	テ
(4) 天災地変等により、データが異常なとき。	異
(5) その他動的校正等甲が免責として欠測とするとき。	協

年 月 日

愛媛県立衛生環境研究所長 様

法人名

代表者職氏名

印

(個人にあつては、その氏名)

大気汚染自動測定機保守業務点検従事者選任(変更)報告書

大気汚染自動測定機保守業務実施要領3の規定に基づき、点検従事者を選任(変更)したので次のとおり報告します。

1 職・氏名

生年月日：昭和・平成 年 月 日 (歳)

2 最終学歴

3 主要業務歴

4 研修歴等